

備 二 第 1 2 9 号
令和 3 年 1 0 月 1 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察ヘリコプターテレビシステム運用要綱の一部改正について

青森県警察ヘリコプターテレビシステム（以下「ヘリテレ」という。）の運用については、「青森県警察ヘリコプターテレビシステム運用要綱の制定について」（平成28年1月7日付け青警本地第508号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、警察航空隊が生活安全部地域課から警備部警備第二課へ移管されたことに伴い、運用要領を一部改正することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は本通達をもって廃止する。

記

1 改正理由

警察航空隊の警備部警備第二課への移管による。

2 改正内容

(1) 運用責任者の変更

警備部警備第二課長に変更した。

(2) 担当課の変更

「地域課」を「警備第二課」に変更した。

担当 警備第二課
警察航空隊航空係

別添

青森県警察ヘリコプターテレビシステム運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、青森県警察におけるヘリコプターテレビシステム（以下「ヘリテレ」という。）の適正な運用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 ヘリテレの構成

ヘリテレとは次に掲げる設備により構成するものをいう。

1 機上設備

航空機に搭載するテレビカメラ装置、連絡用無線装置及びこれらの付帯装置をいう。

2 可搬型受信設備

ヘリコプターから送信される映像及び音声を受信できる可搬式の自動追尾受信装置、モニターテレビ、連絡用無線装置等をいう。

3 固定受信設備

無線中継所等に設備されている自動追尾受信装置、制御装置、映像送受信装置、連絡用無線装置等をいう。

4 本部設備

警察本部に設備されている映像受信装置、操作架、分配架、位置情報監視装置、ヘリテレ操作卓、モニターテレビ、連絡用無線装置等をいう。

第3 運用及び管理体制

1 ヘリテレの運用及び管理の業務を統括するため、警察本部に運用責任者を置き、警備部警備第二課長をもって充てる。

2 通信指令において、ヘリテレを運用する必要がある場合、通信指令課長は、運用責任者に代わって運用を統括することができる。

3 運用責任者は、東北管区警察局青森県情報通信部（以下「情報通信部」という。）及びその他関係部門と緊密な連携を図らなければならない。

第4 運用基準

ヘリテレは、次に掲げる事案のいずれかに該当する場合に運用するものとする。

1 地震、津波、風水害その他自然災害

2 重要事件、事故

3 警衛、警護及び警備実施

4 重要な交通対策

5 雑踏警備

6 その他運用責任者が必要と認めた事案

第5 ヘリテレの操作

- 1 機上設備の操作は、警備第二課航空隊員が行うものとする。
- 2 可搬型受信設備及び本部設備の操作は、ヘリテレの運用を申請した所属の職員、警備第二課員、通信指令課員、情報通信部の職員又は運用責任者が指定する者が行うものとする。また、ヘリテレの運用を申請した所属幹部の指揮を受けるものとする。
- 3 可搬型受信設備を搬送するための車両の運転は、ヘリテレ運用を申請する職員が行うものとする。

第6 ヘリテレの運用手続

所属長は、ヘリテレの運用を必要とする場合は、青森県警察用航空機の運用等に関する訓令（平成10年9月青森県警察本部訓令第15号）第18条に規定する「航空機支援等承認申請書（甲）」（以下「申請書」という。）の目的欄にその旨を併記し申請するものとする。ただし、急を要するときは、電話その他の方法により運用責任者に要請するものとし、事後速やかに申請書を提出するものとする。

第7 障害発生時の措置

- 1 ヘリテレ操作員（以下「操作員」という。）は、システムに障害が発生した場合、直ちにその状況を運用責任者に報告するものとする。
- 2 前記1の報告を受けた運用責任者は、情報通信部機動通信課長に通報するとともに、速やかに復旧のための措置を講ずるものとする。

第8 亡失、損傷報告

- 1 操作員は、ヘリテレの機器を亡失又は損傷したとき、直ちにその状況を運用責任者に報告するものとする。
- 2 前記1の報告を受けた運用責任者は、必要な措置を講ずるものとする。